

株 主 各 位

名古屋市中村区鳥居西通一丁目1番地

**株式会社アオキスーパー**

代表取締役社長 青 木 俊 道

## 第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年5月25日（水曜日）午後5時までにご到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成28年5月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中村区鳥居西通一丁目1番地  
アオキスーパー本社ビル5F  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
  - 報告事項 第42期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 剰余金の処分の件
    - 第2号議案 定款一部変更の件
    - 第3号議案 取締役1名選任の件
    - 第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

- ◎ 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.aokisuper.co.jp/ir/index.html>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受けにご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

当社は、平成26年5月15日の第40回定時株主総会の決議により、事業年度を従来の2月20日から2月末日に変更いたしました。

これにより、前第41期事業年度が平成26年2月21日から平成27年2月28日までの1年と8日となったため、事業報告における業績に関する前期比の表記は、当事業年度の1年と、前事業年度の1年と8日を比較した参考値として記載しております。

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、原油価格の下落や円安傾向を背景に企業業績が改善するなど、景気は緩やかな回復基調が続いております。個人消費は、雇用・所得環境の改善が続くなか、底堅い動きとなっております。また、各種政策の効果等により、引き続き緩やかな景気の回復が見込まれるものの、アジア新興国や資源国等の海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクが懸念されております。

当流通業界におきましては、店舗間競争が引き続き激化していることに加え、消費者マインドの持ち直しに足踏みがみられるなど、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況におきまして当社は、新設店として4月に岡崎康生店をオープンし、5月に大治南店・8月に白鳥店・10月に日進店・11月に八田店および碧南店・2月に烏森店をリニューアルオープンいたしました。

販売促進企画として、ポイントカードの新規会員募集やお買物券プレゼント、お客様を対象とした食品メーカーとの共同企画によるIHクッキング教室（本社ビル3F）の開催を引き続き実施いたしました。また、競合店対策のため、恒例となりました四半期に一度の大感謝祭・週に一度の日曜朝市および95円（本体価格）均一等の企画を継続実施いたしました。

以上の結果、営業成績につきましては、営業収益1,047億17百万円（前期比2.4%増）、営業利益30億5百万円（前期比1.3%減）、経常利益30億74百万円（前期比2.0%減）、当期純利益17億50百万円（前期比15.2%増）となりました。

当期における商品部門別概況は、次のとおりであります。

#### 〔農産〕

天候不順による相場高がありましたが、主力商品の低価格販売およびバラ販売の継続と新設店等の効果により、前期比4.6%の増加となりました。

#### 〔水産〕

一般的に相場高で推移しましたが、鮮魚の低価格販売の継続と新設店等の効果により、前期比3.1%の増加となりました。

〔畜 産〕

原料の相場高および加工肉等の値上げもありましたが、低価格販売の継続と新設店等の効果により、前期比3.9%の増加となりました。

〔デイリー・一般食品〕

競合店対策として低価格販売の継続と乳製品の販売が好調に推移したことおよび新設店等の効果により、前期比1.4%の増加となりました。

〔雑貨・その他〕

競合店対策として雑貨の低価格販売を実施いたしましたでしたが、競争激化により、販売数量が低下し、前期比3.9%の減少となりました。

〔不動産賃貸収入〕

店舗等のテナント増加により、前期比1.1%の増加となりました。

〔その他の収入〕

総合物流センターの取扱商品の拡充により、通過量および通過金額が増加し、前期比1.9%の増加となりました。

各部門別売上高ならびにその構成比は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

期 別 部 門		第41期 (平成27年2月期)		第42期(当期) (平成28年2月期)		前 期 比
		売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
商 品 部 門 別	農 産	15,562	15.2%	16,281	15.5%	104.6%
	水 産	16,833	16.5	17,358	16.6	103.1
	畜 産	15,351	15.0	15,945	15.2	103.9
	デイリー・一般食品	46,852	45.8	47,505	45.4	101.4
	雑貨・その他	3,139	3.1	3,017	2.9	96.1
	小 計	97,738	95.6	100,110	95.6	102.4
	不動産賃貸収入	886	0.9	895	0.9	101.1
	その他の収入	3,643	3.5	3,711	3.5	101.9
	合 計	102,268	100.0	104,717	100.0	102.4

## (2) 設備投資の状況

当期中において、実施いたしました設備投資の総額は、16億88百万円でその主なものは、次のとおりであります。

(新 設)	岡崎康生店	(愛知県岡崎市)	平成27年4月21日
(改 装)	大治南店	(愛知県海部郡大治町)	平成27年5月27日
(改 装)	白鳥店	(愛知県愛知郡東郷町)	平成27年8月6日
(改 装)	日進店	(愛知県日進市)	平成27年10月15日
(改 装)	八田店	(名古屋市中村区)	平成27年11月5日
(改 装)	碧南店	(愛知県碧南市)	平成27年11月26日
(改 装)	烏森店	(名古屋市中村区)	平成28年2月24日

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当期において、特記すべき事項はありません。

## (8) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

期別 区分	第39期 (平成25年2月期)	第40期 (平成26年2月期)	第41期 (平成27年2月期)	第42期(当期) (平成28年2月期)
営業収益	92,350	96,198	102,268	104,717
営業利益	1,494	1,073	3,044	3,005
経常利益	1,576	1,143	3,138	3,074
当期純利益	787	525	1,519	1,750
1株当たり当期純利益	63円31銭	42円58銭	130円87銭	157円25銭
総資産	24,328	23,818	28,344	27,744
純資産	14,806	14,681	15,062	16,910

(注) 第41期より、事業年度の末日を2月20日から2月末日に変更しております。

## (9) 対処すべき課題

当食品の小売業界では、構造的なオーバーストア化に加え、ドラッグストア・コンビニエンスストア等、業態を超えた店舗間競争がますます激化することが予想されます。

このような環境下、当社は徹底したコスト削減や営業基盤の拡充を通して、経営体質の強化を図ってまいります。店舗政策につきましては、引き続き既存店のリニューアルや店舗規模の適正化を行います。また、新設店につきましては、愛知県に絞った出店により、店舗のドミナント化をより一層強化する方針であります。

多様化するお客様のニーズに対しては、きめ細やかな対応が重要となっております。商品政策においては、鮮度・品質・価格・品揃えにこだわり、競合店対策においては、引き続き店舗・地域ごとのきめ細かな価格設定に取り組んでまいります。また、客数および買上点数を重視し、常にお客様のニーズを意識した売上管理を実施します。同時に、販売機会の逸失低減・商品回転率の向上およびコスト削減による売場効率の改善、情報活用的高度化ならびに人材教育を通して経営体質の強化を図り、業績向上を目指してまいります。

なお、平成28年2月12日開催の取締役会決議により、同年3月1日付で、代表取締役社長宇佐美俊之が代表取締役会長に、専務取締役青木俊道が代表取締役社長にそれぞれ選任され、就任しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (10) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容

当社は、食料品を中心に生活関連用品等の販売を主な事業としております。

## (12) 主要な事業所

本 社	(名古屋市中村区)
総合物流センター	(愛知県弥富市)
ショッピングセンターアズパーク	(名古屋市中川区)
店 舗	

所在地	店 舗 名
名古屋市内	中村店・鳴海店・戸田店・八田店・一色新町店・アズパーク店・千代が丘店・上飯田店・鳥森店・鳴子店・木場店・植田店・大高店・熱田店・名東よもぎ台店・大同店・上名古屋店
尾張地域	大治店・富吉店・一宮店・日進店・西枇杷島店・甚目寺店・アクロスプラザ稲沢店・萩原店・長久手店・今伊勢店・加木屋店・日進岩藤店・清城店・前後店・乙川店・武豊店・豊明店・大府店・白鳥店・朝宮店・小牧店・大治南店・三条店・ニッケタウン稲沢店・花いちばアズガーデン
三河地域	知立店・古井店・刈谷店・高浜店・東明店・伊賀店・碧南店・六名店・岡崎康生店

## (13) 主要な借入先

該当事項はありません。

## (14) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	604名	11名増	38.6歳	14.1年
女 性	224名	6名増	26.5歳	7.2年
合計または平均	828名	17名増	35.3歳	12.2年

(注) 上記従業員数には、嘱託社員およびパートタイマー1,007名(8時間換算、最近1年間の平均人員)は含まれておりません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 11,222,744株（自己株式1,277,256株を除く。）  
(2) 株 主 数 1,876名  
(3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 東 海 流 通 シ ス テ ム	4,256千株	37.9%
ア オ キ ス ー パ ー 従 業 員 持 株 会	484千株	4.3%
青 木 俊 道	374千株	3.3%
青 木 偉 晃	344千株	3.0%
株 式 会 社 青 木 商 店	344千株	3.0%
中 嶋 勇	339千株	3.0%
ノーザン トラスト カンパニー エイブイ エフシー リ フィデリティ ファンズ	265千株	2.3%
青 木 美 智 代	203千株	1.8%
中 嶋 八 千 代	200千株	1.7%
ステート ストリート バンク アンド トラスト クライアント オムニバス アカウント オーエムゼロツウ 505002	193千株	1.7%

- (注) ① 当社は自己株式1,277,256株を保有しておりますが、当該自己株式は議決権がないため、大株主から除いております。  
② 持株比率は、自己株式（1,277,256株）を控除して計算しております。

### (4) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末に当社役員が保有する新株予約権の状況

平成22年5月18日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき919千円
- ③ 新株予約権の行使条件

ア. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合、相続人が新株予約権を継承し、これを行使することができる。また、新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。

ウ. 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

エ. その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

- ④ 新株予約権の行使期間 平成24年6月21日から平成28年6月20日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	4個	普通株式 4,000株	1名

平成27年6月15日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき1,130千円
- ③ 新株予約権の行使条件

ア. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合、相続人が新株予約権を継承し、これを行使することができる。また、新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。

ウ. 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

エ. その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

- ④ 新株予約権の行使期間 平成29年7月1日から平成33年6月30日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	80個	普通株式 80,000株	8名

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

平成27年6月15日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき1,130千円
- ③ 新株予約権の行使条件

ア. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合、相続人が新株予約権を継承し、これを行行使することができる。また、新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行行使することができる。

ウ. 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

エ. その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

- ④ 新株予約権の行使期間 平成29年7月1日から平成33年6月30日まで
- ⑤ 当社使用人等の交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	601個	普通株式 601,000株	369名

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況

(平成28年2月29日現在)

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	宇佐美 俊之	
専務取締役	青木 俊道	営業本部長
専務取締役	大谷 亮	管理本部長
常務取締役	加納 俊一	店舗運営本部長
常務取締役	山田 康博	販売本部長
常務取締役	久保 和也	商品本部長兼一般食品部長
取締役	山田 孝幸	生鮮商品部長兼デリカ・コンセ担当
取締役	黒澤 淳史	管理副本部長兼開発部長
取締役	森部 文数	営業推進部長
取締役相談役	青木 偉晃	
取締役	村橋 泰志	弁護士
常勤監査役	新美 喜章	
常勤監査役	春日 祐一	
監査役	安藤 雅範	弁護士
監査役	藤具 豊	税理士

- (注) ① 取締役村橋泰志氏は社外取締役であります。
- ② 監査役安藤雅範、監査役藤具豊の両氏は、社外監査役であります。
- ③ 取締役村橋泰志氏および監査役安藤雅範氏、監査役藤具豊氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
- ④ 監査役藤具豊氏は、税理士として、財務および会計に関する専門的な知識・経験等、十分な見識を有しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	12名	218百万円	うち、社外取締役1名 4百万円
監 査 役	7名	25百万円	うち、社外監査役4名 5百万円
合 計	19名	244百万円	

(注) ① 株主総会の決議による報酬限度額（年額）は、取締役250百万円以内、但し、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含みません（平成3年5月18日定時株主総会決議）。監査役40百万円以内となっております（平成6年5月16日定時株主総会決議）。

また、別枠でストック・オプションとして付与した新株予約権に係る報酬額（年額）は、取締役50百万円以内、監査役5百万円以内となっております（平成22年5月18日定時株主総会決議）（平成27年5月21日定時株主総会決議）。

② 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額を含んでおります。

③ 上記報酬等の額には、第42回定時株主総会決議予定の役員賞与44,975千円を含んでおります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 取締役 村橋泰志

#### ア. 重要な兼職先と当社との関係

中部証券金融株式会社、ダイコク電機株式会社、ゼネラルパッカー株式会社およびアイサンテクノロジー株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と上記4社との間に特別な関係はありません。

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

出席率は69%であります。

出席した取締役会においては、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

※社外取締役村橋泰志氏は、平成27年5月21日に取締役として選任され就任しております。

② 監査役 安藤雅範

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

※社外監査役安藤雅範氏は、平成27年5月21日に監査役として選任され就任しております。

③ 監査役 藤具豊

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は92%であります。

出席した取締役会においては、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は93%であります。

出席した監査役会においては、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

※社外監査役藤具豊氏は、平成27年5月21日に監査役として選任され就任しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

監査法人 東海会計社

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当期に係る報酬等の額	16百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

特に定めておりませんが、会社法第340条第1項に定められた項目に該当すると認められた場合は、解任もしくは不再任の決定を行う方針であります。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

会計監査人が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。この責任限定契約が認められるのは、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

### (6) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画および報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱い、社内規程に基づき適切に保存および管理（破棄も含む）しております。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、監査室・検査室を設置し内部監査を実施しております。その結果は、取締役会等に報告することとしております。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・業務執行については、取締役会規程に基づき取締役会に付議することを遵守しております。
  - ・経営計画については、取締役は年度計画予算に基づき目標達成のために活動しております。
  - ・日常の職務遂行は、社内規程に基づき権限委譲された各責任者がルールを遵守し業務を遂行しております。
- ④ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
当社は、取締役および使用人の企業倫理向上や法令遵守のため、全体会議や各部署主催の会議を通し、コンプライアンスの重要性の徹底を図っております。  
また、当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとることとしております。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のスタッフを置くこととし、その場合の人事については、監査役と取締役が意見交換いたします。
- ⑥ 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当社は、上記の監査役を補助すべき使用人は、専ら監査役の指揮命令に従うものとするとしております。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・取締役および使用人は職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に著しい損害を及ぼす事実を知った時は、監査役に報告することとしております。

- ・常勤監査役は、取締役会・全体会議その他重要な会議に出席し、また、重要な稟議書類を閲覧し、必要に応じその説明を求めることとしております。
  - ・会計監査人により監査役に対し監査の概要、監査結果等の報告が行われ、また、必要に応じ相互連携が行われることとしております。
- ⑧ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底することとしております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、監査役と代表取締役との意見交換を適時実施することとしております。
  - ・監査役が職務の執行について生ずる費用の支出を求めた場合、監査役の請求等に従いその費用を負担することとしております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 法令遵守および取締役の職務執行について

取締役は、取締役会16回、営業会議（経営会議）12回を開催し、経営方針、重要な事項および法令で定められた事項などを検討・決定し、業務執行状況の監督を行っております。

また、四半期ごとに行われる全体会議（係長級以上が出席）において、各地区・各店舗の業務執行状況の報告や重要事項の全店舗への周知徹底を図っております。代表取締役社長が全店舗にて社長朝礼を行い、経営方針や重要な事項の徹底を図っております。

### ② リスク管理について

各部門から潜在的なものを含めたリスク項目を抽出し、その項目についてリスク管理委員会において検討を実施しております。また、その結果を代表取締役社長へ報告し、リスクの顕在化を図るとともに改善施策の進捗状況を確認しております。

災害等については、地震防災マニュアルを作成し災害発生時に各店舗・事業所が適切で迅速な対応を取れるよう周知を図っております。店舗の安全対策としては、防犯カメラ等を設置し犯罪の未然防止と安全確保に努めております。

また、全店舗・事業所内にAEDを設置し、緊急時の地域の安心・安全確保に尽力しております。

③ コンプライアンスについて（法令遵守）

全従業員へのeラーニングによるコンプライアンスの研修を実施するとともに、各会議体において、随時法令遵守の徹底を図っております。

また、内部通報制度を制定し、コンプライアンス違反や疑義のある行為等は直接社内監査室へ通報することを従業員に周知し、問題発見と解決の手段としております。なお、当該報告によって通報者が不利な取り扱いを受けないことを制度内で取り決めております。

④ 監査役監査について

監査役は、監査役会15回を開催、取締役会に出席するとともに、常勤監査役は、営業会議や全体会議などの重要会議に出席し、法令・定款に反する行為や株主利益を侵害される決定がなされていないかについて、監査を行っております。

また、社内の監査室や会計監査人との意見交換や連携を図り、内部統制システムの構築や運用状況等について、監査・監督を行っております。

**(3) 株式会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

---

(注) 事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
また、千株単位の株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成28年 2月29日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>11,648</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,666</b>
現金及び預金	9,586	買掛金	5,345
売掛金	0	未払金	543
商品	1,304	未払法人税等	924
貯蔵品	36	未払費用	332
前払費用	182	賞与引当金	189
未収入金	281	役員賞与引当金	44
繰延税金資産	243	ポイント引当金	220
その他	12	その他	1,065
貸倒引当金	△0	<b>固定負債</b>	<b>2,167</b>
<b>固定資産</b>	<b>16,096</b>	退職給付引当金	462
<b>有形固定資産</b>	<b>11,652</b>	長期預り保証金	1,002
建物	6,878	長期未払金	133
構築物	406	役員に対する長期未払金	193
車両運搬具	3	資産除去債務	361
工具、器具備品	1,039	その他	13
土地	3,323	<b>負債合計</b>	<b>10,834</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>382</b>	<b>純資産の部</b>	
借地権	246	<b>株主資本</b>	<b>16,880</b>
ソフトウェア	125	資本金	1,372
電話加入権	10	資本剰余金	1,643
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,061</b>	資本準備金	1,604
長期貸付金	5	その他資本剰余金	39
繰延税金資産	561	<b>利益剰余金</b>	<b>14,964</b>
敷金及び保証金	2,874	利益準備金	155
その他	669	その他利益剰余金	14,808
貸倒引当金	△50	別途積立金	4,440
		繰越利益剰余金	10,368
		<b>自己株式</b>	<b>△1,098</b>
		新株予約権	29
		<b>純資産合計</b>	<b>16,910</b>
<b>資産合計</b>	<b>27,744</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>27,744</b>

# 損 益 計 算 書

(平成27年3月1日から)  
(平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		100,110
売 上 原 価		84,108
売 上 総 利 益		16,002
その他の営業収入		
不 動 産 賃 貸 収 入	895	
そ の 他 の 収 入	3,711	4,607
営 業 総 利 益		20,609
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,603
営 業 利 益		3,005
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	30	
そ の 他	44	74
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
そ の 他	4	6
経 常 利 益		3,074
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	1	1
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	102	102
税 引 前 当 期 純 利 益		2,973
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,165
法 人 税 等 調 整 額		57
当 期 純 利 益		1,750

# 株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から)  
(平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	1,372	1,604	11	155	4,440	8,757	△1,296	15,042	
会計方針の変更による累積的影響額						138		138	
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,372	1,604	11	155	4,440	8,895	△1,296	15,181	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△276		△276	
当期純利益						1,750		1,750	
自己株式の取得							△5	△5	
自己株式の処分			28				203	232	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	28	—	—	1,473	197	1,699	
当 期 末 残 高	1,372	1,604	39	155	4,440	10,368	△1,098	16,880	

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	19	15,062
会計方針の変更による累積的影響額		138
会計方針の変更を反映した当期首残高	19	15,200
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△276
当期純利益		1,750
自己株式の取得		△5
自己株式の処分		232
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	9	9
当期変動額合計	9	1,709
当 期 末 残 高	29	16,910

## 個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

### 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### (1) 商 品

① 生鮮食料品は、最終仕入原価法によっております。

② その他の商品

ア. 店舗内商品は、売価還元法によっております。

イ. 物流センター内商品は、総平均法によっております。

(2) 貯蔵品は、最終仕入原価法によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産は、定率法によっております。（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物15～39年

工具、器具及び備品5～6年

(2) 無形固定資産は、定額法によっております。（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 投資その他の資産は、定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) ポイント引当金は、ポイントカードにより顧客に付与されたポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が214百万円減少し、繰越利益剰余金が138百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

[貸借対照表に関する注記]

1.	関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	0百万円
		長期金銭債権	1,112百万円
		短期金銭債務	106百万円
2.	有形固定資産の減価償却累計額		11,677百万円
3.	担保に供している資産及び対応する債務		
	担保に供している資産	建物	970百万円
		土地	2,445百万円
	上記に対応する債務	長期預り保証金	456百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	営業取引高	
	その他の営業取引高	1,444百万円
	営業取引高以外の取引高	0百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,500,000	—	—	12,500,000
合計	12,500,000	—	—	12,500,000
自己株式				
普通株式(注)1・2	1,509,535	4,721	237,000	1,277,256
合計	1,509,535	4,721	237,000	1,277,256

- (注) 1 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加4,721株であります。
- 2 普通株式の自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少237,000株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年5月21日 定時株主総会	普通株式	137百万円	12.50円	平成27年 2月28日	平成27年 5月22日
平成27年10月6日 取締役会	普通株式	139百万円	12.50円	平成27年 8月31日	平成27年 11月2日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成28年5月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	196百万円	17.50円	平成28年 2月29日	平成28年 5月27日

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
普通株式 91,000株

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	62 百万円
貸倒引当金	16 百万円
ポイント引当金	72 百万円
退職給付引当金	148 百万円
資産除去債務	116 百万円
減損損失	223 百万円
減価償却超過額	187 百万円
未払事業税	66 百万円
未払金	21 百万円
長期未払金	42 百万円
役員長期未払金	62 百万円
会員権等評価損	14 百万円
その他	31 百万円
繰延税金資産小計	1,065 百万円
評価性引当額	△186 百万円
繰延税金資産合計	879 百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△45 百万円
前払年金費用	△27 百万円
繰延税金負債合計	△73 百万円
繰延税金資産純額	805 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	%
法定実効税率	35.3
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6
住民税均等割等	0.3
同族会社留保金課税	3.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.5
その他	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.1

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3%から平成28年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、32.8%に、平成29年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.1%に変更となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が74百万円減少し、法人税等調整額が74百万円増加しております。

#### [リースにより使用する固定資産に関する注記]

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	26百万円
1年超	123百万円
合計	149百万円

#### [金融商品に関する注記]

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に店舗の新設及び改装のための設備計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び未収入金は、回収までの期間は短期であります。敷金及び保証金は、店舗不動産等の賃借に伴い差し入れたものであります。

売掛金及び敷金及び保証金の信用リスクについては、取引先の状況をモニタリングし、財務状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

買掛金及び未払金は、ほとんど1ヶ月以内の支払期日であります。

長期預り保証金は当社の店舗に入居するテナントから預け入れされたものであります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理は、各部署からの報告に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,586	9,586	—
(2) 売掛金	0	0	—
(3) 未収入金	281	281	—
(4) 敷金及び保証金	2,816		
貸倒引当金(※)	△2		
	2,813	2,798	△15
資産計	12,682	12,667	△15
(1) 買掛金	5,345	5,345	—
(2) 未払金	543	543	—
(3) 長期預り保証金	1,002	979	△22
負債計	6,891	6,868	△22

(※) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、並びに(3) 未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

償還金の合計額を残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、並びに(2) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期預り保証金

償還金の合計額を残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
敷金及び保証金	58

敷金及び保証金のうち、償還期日が確定していないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産(4)敷金及び保証金に含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	9,586	—	—	—
売掛金	0	—	—	—
未収入金	281	—	—	—
敷金及び保証金	130	421	811	1,453
合計	9,998	421	811	1,453

〔賃貸等不動産に関する注記〕

当社では、愛知県内に賃貸商業施設（土地を含む。）を有しております。平成28年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は175百万円（賃貸収益は不動産賃貸収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中増減額並びに時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

貸借対照表計上額			決算日における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
3,971	△7	3,964	4,054

（注） 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 主な変動

増加は、不動産の取得 103百万円  
 減少は、不動産の減価償却 103百万円

3 時価の算定方法

主な物件については、社外の不動産鑑定士により「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他の物件については、自社において一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて算定した金額であります。

[関連当事者との取引に関する注記]  
親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 (当該そ 他の関 係会社 の親会社 を含む)	株式会社東海 流通システム	愛知県弥 富市鯛浦 町	48	運送業、損 害保険代理 業及び不動 産賃貸業	被所有 直接 38.8	不動産賃貸借 及び物流業務 委託等	総合物流セ ンターの賃 借(注)1	201	敷金及び 保証金	1,112
							店舗内業務 及び事務委 託(注)2	11	未払金	0
							総合物流セ ンター等 の物流業務 委託等(注)3	1,226	未払金	105

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 賃借料は、近隣の一般的な取引実勢を参考にしております。  
2 店舗内業務及び事務委託料は、一般的な取引事例を参考にしておりま  
す。  
3 物流業務委託料は、一般的な取引事例を参考にしております。  
4 株式会社東海流通システムは、当社取締役青木偉晃及びその近親者が  
議決権の100%を直接所有しております。  
5 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,504円16銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 157円25銭   |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月19日

株式会社 アオキスーパー  
取締役会 御中

監査法人 東海会計社

代表社員 公認会計士 塚本 憲 司 ⑨  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小島 浩 司 ⑨  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アオキスーパーの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月20日

株式会社アオキスーパー 監 査 役 会

常勤監査役 新 美 喜 章 ㊞

常勤監査役 春 日 祐 一 ㊞

社外監査役 安 藤 雅 範 ㊞

社外監査役 藤 具 豊 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社をとりまく環境が依然として厳しい中、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案しつつ、内部留保にも意を用いました。また、株主の皆様へのご支援にお応えするため、創業75年の記念配当を加え、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円50銭

(普通配当12円50銭・記念配当5円)

総額196,398,020円

なお、中間配当金として12円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき30円となります。(普通配当25円・記念配当5円)

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年5月27日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第28条(取締役の責任免除)及び第36条(監査役の責任免除)に所要の変更を行うものです。

なお、定款第28条(取締役の責任免除)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 第19条～第27条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> 但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 第19条～第27条 (現行のとおり) (取締役の責任免除) 第28条 (現行のとおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 第29条～第35条 (条文省略) (監査役の責任免除) 第36条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> 但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 第29条～第35条 (現行のとおり) (監査役の責任免除) 第36条 (現行のとおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> 但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

### 第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制およびコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任される取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位および担当	所有する当社株式の数 株
なかむら としお 中村利雄 (昭和21年7月22日生)	昭和45年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 平成12年6月 中小企業庁長官 平成15年10月 財団法人2005年日本国際博覧会協会事務総長 平成19年11月 日本商工会議所・東京商工会議所専務理事 平成27年12月 日本商工会議所・東京商工会議所顧問（現任） 平成28年3月 公益財団法人全国中小企業取引振興協会会長 （現任） （重要な兼職の状況） 日本碍子株式会社社外取締役 株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役・地域経済活性化支援委員	—

- (注) 1. 取締役候補者は社外取締役候補者であります。  
 2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. 社外取締役候補者に関する事項  
 (1) 社外取締役候補者とした理由について  
 ① 多方面にわたる幅広い経験による見識を活かし、経営全般に対して提言いただけること等、社外取締役としての職務を適正に遂行していただけるものと判断いたします。  
 ② 中村利雄氏が選任されることを条件に東京証券取引所の規則に定める独立役員として取引所に届け出ております。  
 (2) 取締役等に就任している他の会社に関する事項および当該他の会社の社外取締役または監査役である場合の特記事項

中村利雄氏が日本碍子株式会社の社外取締役に在任中、同社は米国司法省との間で、自動車用触媒担体の取引の一部に関して米国反トラスト法違反などがあったとして、平成27年9月に罰金の支払いを主な内容とする司法取引に合意しました。同氏は、同社において、日頃から取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、また、本件を受け、独立委員会の活動等を通して、競争法遵守を含むコンプライアンス体制の強化に積極的な役割を果たしております。

#### 第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役11名（うち社外取締役1名）および監査役4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額44,975千円（うち社外取締役以外の取締役に対し41,700千円、社外取締役に對し400千円、監査役に對し2,875千円）を支給することといたしたいと存じます。

以 上

